

熊本県教育委員会の点検及び評価について

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施する必要がある。

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

【今後の予定】

9月県議会（教育警察常任委員会）に報告する。



未定稿

熊本県教育委員会の点検及び評価報告書
(令和元年度対象)

令和2年(2020年) 月

熊本県教育委員会



はじめに

本県の教育行政を効果的に推進していくこと、また県民の皆様への説明責任を果たすことを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和元年度における県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施いたしました。

教育施策の実施状況については、平成26年3月に策定した「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に沿って整理するとともに、平成28年熊本地震への対応について、主な取組を整理しました。

また、点検及び評価に当たっては、令和2年7月に開催した熊本県第3期教育振興基本計画検討・推進委員会において、外部の有識者の皆様に、専門的な見地から御意見をいただいております。

県教育委員会では、今回の点検及び評価の結果や熊本地震の経験、新型コロナウイルス感染症への対応、さらには「熊本県教育大綱」を今後の教育施策の推進に生かすとともに、県民の皆様への教育に対する御期待に応えていきたいと考えております。

御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

令和2年 月

熊本県教育委員会

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

第1部 熊本県教育委員会の活動状況

1 教育委員会の概要	P1
2 教育委員会の主な活動内容	P3
3 教育委員会の広報活動	P5

第2部 「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況

1 重点的な取組（「夢を叶えるミッション」）	
（1）子どもたちの夢をはぐくむ（幼児期～学校期）	P9
（2）子どもたちの夢を拓げる（主に高等学校～）	P14
（3）子どもたちの夢を支える（教育環境の整備）	P15
2 基本的方向性の取組	
◆指標の動向	P18
（1）家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ	P20
（2）自他の命を大切にする心や、人権を尊重する態度をはぐくむ	P25
【地震】児童生徒の心のケア	P32
（3）確かな学力、豊かな心、健やかな体など「生きる力」をはぐくむ	P34
【地震】児童生徒の心のケア及び学力支援等	P47
（4）障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える	P47
（5）ふるさとを愛する心、国際的な視野、夢を叶える力をはぐくむ	P52
（6）信頼される学校をつくる	P62
（7）安全で、誰もが安心して学ぶことのできる環境をつくる	P71
【地震】学校、体育館等の復旧と機能強化	P75
【地震】熊本型防災・復興教育の推進	P76
（8）高等教育を振興する	P77
（9）生涯学習を推進する	P81
（10）熊本の文化を守り、磨き上げる	P83
【地震】熊本城をはじめとした歴史・文化の再生・継承	P85
（11）スポーツに親しむ環境をつくる	P86
★ 令和元年度における新型コロナウイルス感染症に関する 熊本県教育委員会の主な対応	P88
※【地震】＝「平成28年熊本地震への対応」としての主な取組を末尾に掲載	
◆推進委員会意見への対応状況	P89
◆検討・推進委員会の意見	P93
◆総括	P93

令和元年度における新型コロナウイルス感染症に関する
 熊本県教育委員会の主な対応について

項目	主な対応
臨時休業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月2日（月）から春季休業の開始日まで一斉臨時休業を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の新学期からの学校再開の方針を受け、感染拡大防止措置を講じたうえで、新学期（4月1日）から教育活動を再開（3月25日決定）
学校・家庭への対応	<p>（1）子供の多様な受け入れ先の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ①臨時休業中の多様な受け入れ先の確保について、健康福祉部長と教育長の連名で市町村長、市町村教育長へ要請 ②受け入れ先の決まらない子供については、学校で受け入れるよう、市町村教育委員会を通じて学校での受入れ態勢の確保を徹底 ③県立特別支援学校の子供について、家庭での対応が困難な場合は、特別支援学校での受け入れ等、個別に対応。
	<p>（2）臨時休業中の生徒指導、学習・生活面のサポートについて</p> <p><家庭向け></p> <ul style="list-style-type: none"> ①「一斉臨時休業に関する教育総合相談窓口」の設置 ②子供の安全確保、生徒指導の徹底 ③保護者の声に関するQ&Aの作成 ④家庭学習webコンテンツの紹介 <p><学校向け></p> <ul style="list-style-type: none"> ①県内の学校の具体的事例の収集及び周知 ②差別やいじめの未然防止 ③春季休業中の感染症対策・健康管理等を徹底 ④教育活動の再開へ向けたマスクの準備
	<p>（3）学校給食休止等に係る対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ①休止に伴う影響の最小化（3月18日発表） ②学校給食調理業者への衛生管理強化支援（3月25日発表）
県立施設の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立文教・社会教育施設の休館
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立体育施設の新規予約受付停止、一部施設の利用停止
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校体育施設の開放停止

第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会でいただいた御意見（案）

第2部 「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況

○個別事項

【取組1 家庭の教育力の向上】

・「親の学び」講座において、地域によってはトレーナーの数が少なく、1人あたりの負担が大きい。

【取組6 いじめ・不登校への対応】

・これからは児童相談所よりも市町村が主体となって子供たちのケアに当たることになるので、より市町村との連携が重要になる。

【取組12 特別支援教育の充実】

・災害が発生した場合、地域の避難所に行く児童生徒等が多い。特別支援学校の場合、普段通っている学校と居住地が異なる場合も多いが、居住地における交流も必要。

【取組23 教育の情報化の推進】

・今と同じ授業にICTを当てはめるのではなく、ICTを活用して授業をどうデザインするのか、そういったことに対応する研修が必要。

総括

第1部 熊本県教育委員会の活動状況

教育委員会の活動については、定例・臨時の会議開催、学校訪問等による学校現場の現状把握、関係機関との意見交換などによる連携強化や、広報活動の充実など、引き続き積極的な活動に努めていく。

次期熊本県教育振興基本計画の策定にあたっては、知事部局及び警察本部と連携して進める。

第2部 「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況

教育庁関連の指標32指標のうち、24指標が目標達成又は改善した。

悪化した6指標については、引き続き課題への対応を進める。

第2期教育プランで達成できなかった目標や、新たな教育課題等を踏まえ、次期熊本県教育振興基本計画の策定を行う。

また、今回の点検・評価を通じて把握した課題や、検討・推進委員会の御意見を踏まえ、引き続き、取組を強化する。



熊本県教育委員会の点検及び評価

熊本県教育委員会

【問合せ先】

熊本県教育庁教育政策課政策班

電話番号（直通） 096-333-2699